

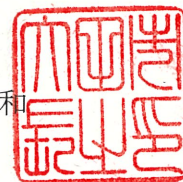
大田市公告 第26号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を大田市産業振興部農林水産課において縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに本市へ意見書を提出することができます。

令和8年3月17日

大田市長 楫野弘和



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間  
令和8年3月17日から令和8年3月30日まで  
午前8時30分～午後5時15分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所  
大田市役所 大田市大田町大田口 1111 番地 産業振興部 農林水産課
- 3 意見提出の際の留意事項
  - (1) 期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。
  - (2) 意見書は日本語記載に限ります。また、電話での意見は受け付けられません。
  - (3) 意見を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者及び事務所の所在地を記載してください。
- 4 提出された意見書の取扱い
  - (1) 提出された意見の内容は原則公開としますが、特定の個人が識別しうる情報、財産権等を害する恐れがある情報が記載されている等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。
  - (2) 意見書に対する個別の回答は行いません。地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。